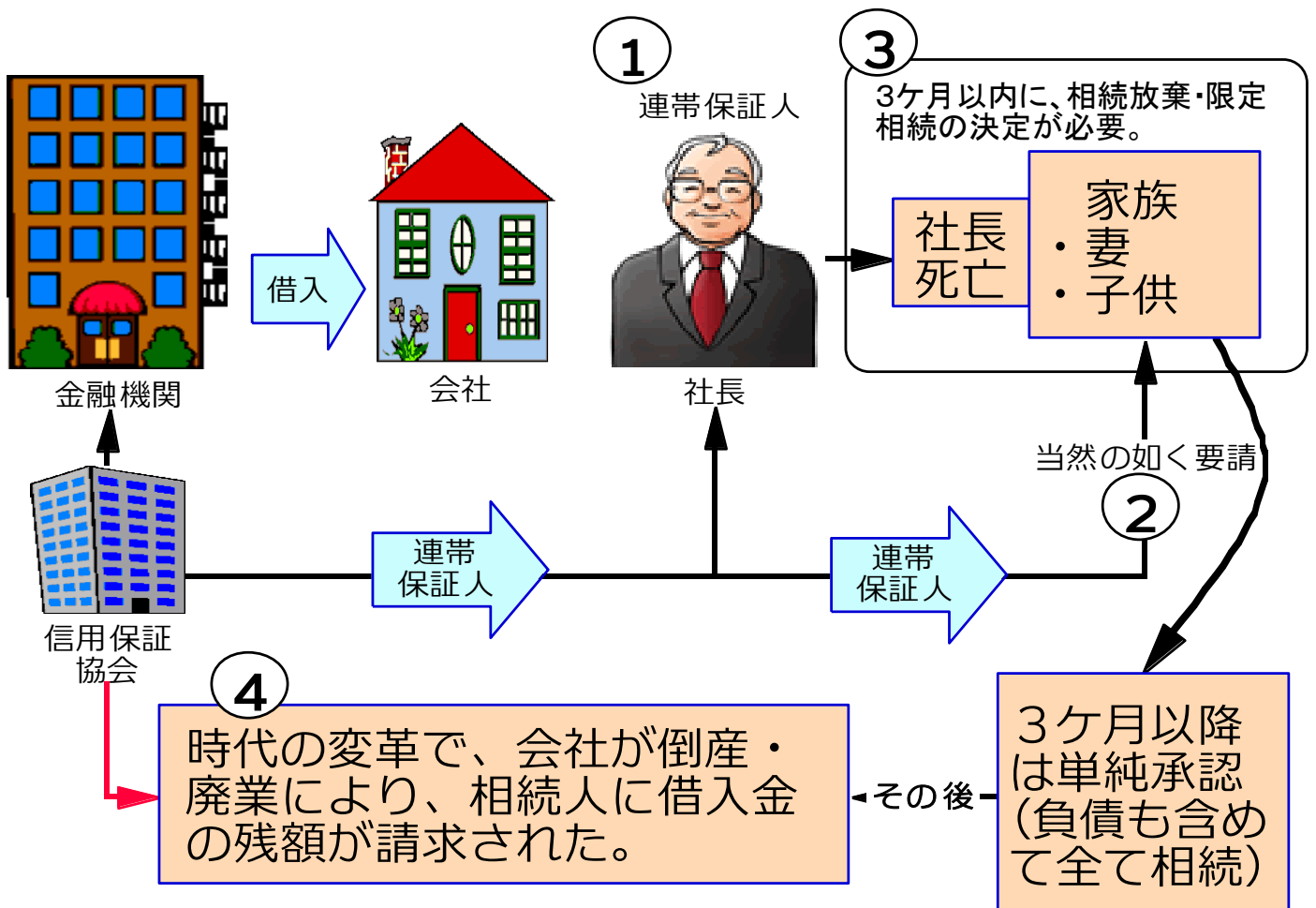


# 隠れ負債相続と対策

- ① 会社が金融機関(信用保証協会保証)から事業資金を借り入れる場合、社長個人が連帯保証人となる場合が殆どです。
- ② 万一、社長が死亡した場合、信用保証協会は直ちに相続人に連帯保証人を要請し、相続人も当然として引受ます。
- ③ 相続人は、社長の死亡から3ヶ月以内に「単純承認(負債同時相続)」以外には「相続放棄」か「限定相続」かを決めなければなりません。
- ④ 時代の変革で、長男の相続した会社が倒産・廃業となった。会社にはまだ銀行からの借り入りが残っているが返済ができない。そのため、信用保証協会から内容証明で返済の請求書が届いた。

今、こんな隠れた負債相続の事例が急増しています。  
経営者は、遺族に負債を残さない対策が急務とされています。



# 1. 隠れ負債相続問題の解決

資産がプラスの方の相続問題解決  
お取引先の税理士さんの得意分野

資産がマイナスでの相続は、負債相続  
に取り組んでいる公認会計士または税  
理士への相談が必要です。

会社経営者の遺族の方は、この時  
点での相談が必要です。  
(特に金融機関への対応方法)

社長死亡

会社が金融機関から借入りをし  
て、社長個人も連帯保証人とな  
っている。

法人名義の生命保険金は会社が受け  
取り、運転資金や設備投資等に充当  
した。  
そして、金融機関の言われるままに  
連帯保証人を遺族が引き受けた。

こんな場合はありますか？  
1. 親が会社を経営している。  
2. 親の人間関係は把握していない。  
3. 親の資産や負債について十分に  
把握していない。  
4. 実家が持ち家である。  
5. 没交渉親族がいる。  
6. 親族に会社を経営している人が  
いる。  
7. 相続について、親や親族と話し  
たことがない。  
●一つでも当てはまれば、  
負債相続予備軍となります。※

熟慮期間

隠れた  
負債相続の可能性有

しかし、  
単純承認で解決した。

3ヶ月以内に手続き

熟慮期間内に、限定相続と相続放棄の  
手続きをしないと単純承認となる。

数年後、事業承継した会社の経営  
が悪化して借入金の返済ができな  
くなった。

被相続人が死亡した時

相続が開始する

単純承認

限定承認

相続放棄

3ヶ月以内に決定(熟慮期間)

ある日、突然に金融機関(信用保  
証協会も)から内容証明付きの支  
払請求書が送付されてきた。

遺族は、突然に何千万の負債を相  
続してしまった。

何もしない場合

単純承認(相続)±資産の同時相続

遺族は、それぞれの自分の土地や  
建物、預金を無くしてしまった。

## 2. 負債相続のトラブルについて

原因

①負債相続のリスクを知らない人

②支援に力を入れない専門家

③専門の知識と認識不足

主に相続後に発生

3ヶ月の期限の  
理解不足

連帯保証債務  
の見逃し

みなし単純承  
認事由に対す  
る理解不足

3ヶ月以内に  
・限定承認  
・相続放棄  
をしなかった時は単  
純承認したとみなさ  
れる。

その後、債務の存在  
が発生した場合は、  
負債相続したものと  
見なされ相続人は返  
済義務が発生する。

被相続人(死亡者)が借  
金の連帯保証人になっ  
ていたことを知らずに  
遺族は単純承認をして  
しまった。

事業を引き継いだ息子  
は、その後、時代の変  
革に対応出来ず経営が  
悪化して倒産してしま  
った。

しばらくして、金融機  
関から連帯保証債務の  
支払いについて内容証  
明が送られてきた。

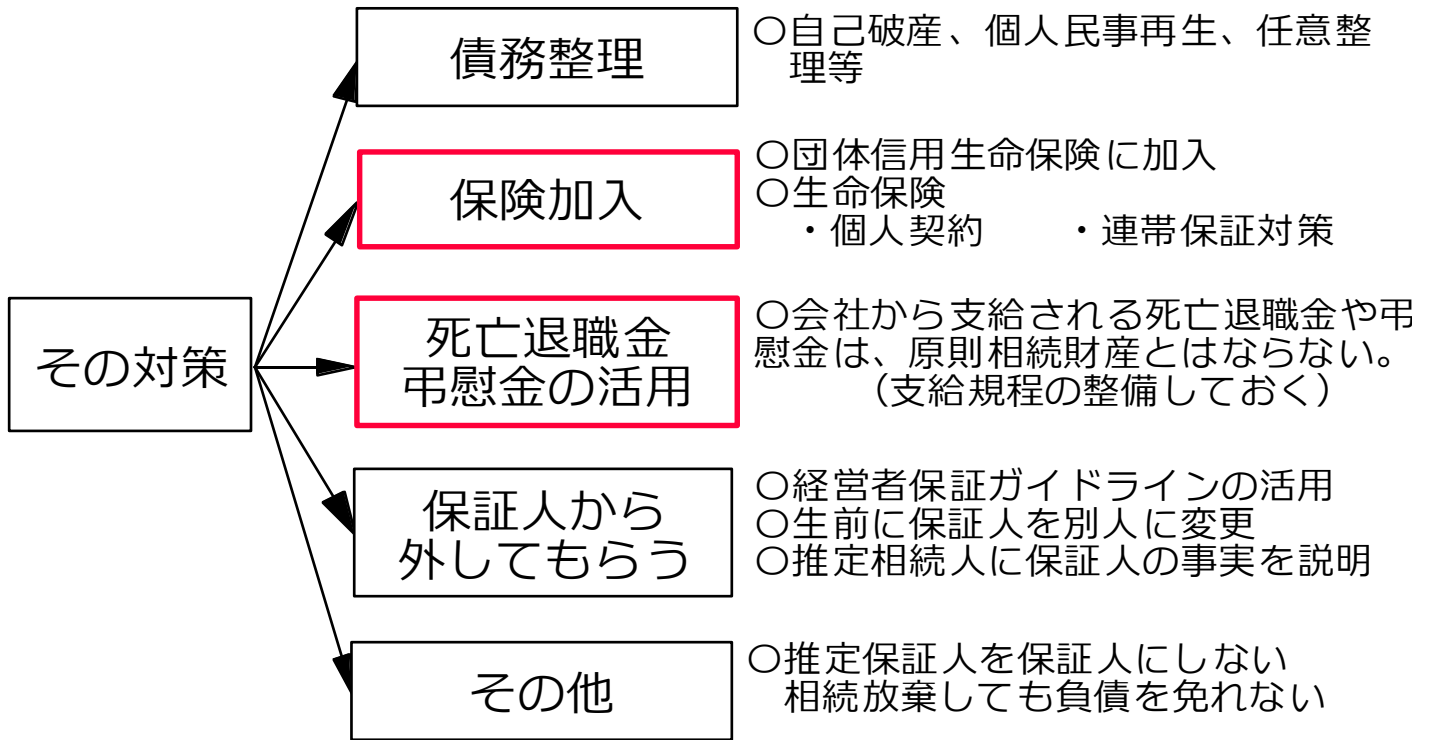
○原則、単純承認と見  
なされる時

- ・不動産、動産、その  
他財産権の譲渡
- ・家屋の取り壊し
- ・預貯金の解約等
- ・被相続人株主権行為
- ・賃貸物件の賃料を個  
人名義口座に振込み

○単純承認と見なさな  
い時

- ・僅少な金銭など
- ・仏壇、墓石の購入
- ・交換価値のない物の  
形見分け
- ・遺産による葬儀費用

### 3. 社長は生前から負債をゼロに近づける対策を



	契約者 保険料負担者	被保険者	受取人	備考
法人 保険 活用	会社	社長 被相続人	会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人契約生命保険</li> <li>・逓減型収入保障保険</li> <li>・メリット/デメリットあり</li> </ul>
	会社	社長 被相続人	会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡退職金の原資準備</li> </ul>
個人 保険 活用	社長 被相続人	社長 被相続人	相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人契約により 連帯保証債務や個人名義 の債務の返済金原資準備</li> </ul>
	社長 被相続人	社長 被相続人	後継者 他の相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の生命保険等で、代償交 付金の準備</li> </ul>
	社長 被相続人	社長 被相続人	相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の生命保険等で、限定承 認の手続き費用の準備</li> </ul>